

○ エコアイランド宮古島の推進に関する条例(案)

◇ 目次

- ・ 前文
- ・ 第1条 目的
- ・ 第2条 文言の定義
- ・ 第3条 市の責務
- ・ 第4条 市民に望むこと
- ・ 第5条 事業者に見込むこと
- ・ 第6条 観光客等に見込むこと
- ・ 第7条 エコアイランド教育の推進
- ・ 第8条 エコアイランド推進計画の策定
- ・ 第9条 エコアイランド宮古島の日
- ・ 第10条 他条例との関係
- ・ 第11条 行政上の措置
- ・ 第12条 財政上の措置
- ・ 第13条 審議会
- ・ 第14条 委任
- ・ 附則

(前文)

わたしたちの宮古島市は、エメラルドグリーンの海といろとりどりの植物、様々な南国の野生生物が息づき、そしてまばゆい太陽(ていだ)の輝く南の島です。四方を海に囲まれ、隆起珊瑚礁からなる低く平坦な地形は、台風や干ばつの被害を受けやすく、厳しい自然環境にあります。生活用水を含め水源の全てを地下水に頼っている現状と合わせ、住民の生活および産業を潤す重要な要素である海との相互保全は、重要な課題との認識から、平成20年3月に「エコアイランド宮古島」宣言を行いました。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、島の環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、将来に引き継ぐ責務を有していることを自覚し、環境への負荷が私たちの日常生活から生じていることを心に留め、今後その在り方について見直す時期にさしかかっております。宮古島の美しい自然との関わりの中で先人が育んだ生活の知恵や、現代に住む私たちが見落としつつある大切なものに気づき、人と自然との共

生を基本として環境への負荷の少ない社会の構築を目指した取り組みを進めて行くことが求められているのではないのでしょうか。

近年都市化が進み、宮古島の美しい自然が少なくなりつつある中において、将来、宮古島市に住む人が活気に溢れ、訪れる人々が「エコアイランド宮古島」を充分に感じることができるよう、努力を行う必要があります。

現状の社会経済成長を踏まえながら、島の豊かな自然環境を守り、島の限りある資源を循環させつつ、島の産業を育てていく必要があることから本条例を制定することとします。

(目的)

第1条 エコアイランド宮古島の実現に向け、宮古島の環境の保全、限りある資源の循環、産業の振興に資する活動を定めることにより、宮古島に関わる全ての人や団体が一体となりエコアイランド宮古島の具現化に資することを目的とします。

(文言の定義)

第2条 この条例で、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 事業者 市内の事業活動を営む者をいいます。
- (2) 観光客等 宮古島市に旅行等で訪れる者、及びその他の一時滞在者等をいいます。
- (3) エコアイランド市民 生活のあらゆる場面において環境に配慮した行動をする市民をいいます。
- (4) 環境の保全 宮古島の良好な自然環境を保存し、創造し、後世に承継する事をいいます。
- (5) 資源の循環 市内で得られる太陽・風・海などの自然の利活用、農産物等を再利用、再活用することにより、環境に負荷をかけないことをいいます。
- (6) 産業の振興 上記2号に配慮しつつ、市内の経済活動を積極的に行う取り組みのことをいいます。

(市の責務)

第3条 市は、前文、及び第1条(目的)に基づき「エコアイランド宮古島」の実現に向けた総合的、かつ体系的な整理を行い、施策を展開していくよう努めるものとします。

(市民に望むこと)

第4条 市民は、前文、及び第1条(目的)に基づき、宮古島の環境を意識した日常生活を送るよう努め、また市が実施する「エコアイランド宮古島」の実現に向けた施策に協力する事が望まれます。

(事業者に望むこと)

第5条 事業者は、前文、及び第1条(目的)に基づき、宮古島の環境に配慮した事業活動を行い、また市が実施する「エコアイランド宮古島」の実現に向けた施策に協力する事が望まれます。

(観光客等に望むこと)

第6条 観光客等は、「エコアイランド宮古島」についての理解を深め、滞在中の活動については、宮古島の環境に配慮した行動に努めるとともに、市民、事業者と連携し市が実施する「エコアイランド宮古島」の実現に向けた施策に協力する事が望まれます。

(エコアイランド教育の推進)

第7条 市は、「エコアイランド宮古島」を具現化し、今後の持続的な発展が可能な社会を構築するため、エコアイランド市民の育成に努めるものとします。

2 市は、幼児、児童、及び生徒をはじめとする市民、事業者、並びに観光客等に「エコアイランド宮古島」の基本理念に関する理解と活動が促進されるよう、教育環境の整備に努め、学習意欲の増進に必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(エコアイランド推進計画の策定)

第8条 市は、施策を総合的かつ計画的に進めるため、必要な事項について具体的な内容を盛り込んだ計画を策定するものとします。なお、計画の策定にあたり、あらかじめ市民、事業者、観光客等の意見を反映できるよう必要な措置を講じ、また、計画の状況等を勘案し検討を加え、必要な場合は変更できるものとします。

(エコアイランド宮古島の日)

第9条 エコアイランド宮古島の推進について市民、事業者、観光客等の関心と理解を深めるため、「エコアイランド宮古島の日」を設けることができるものとします。

2 市は、エコアイランド宮古島の日市民、事業者、観光客等が参加する行事等の実施に努めるとし、市民、事業者、観光客等は、日常生活において、環境に配慮した行動等について考える契機とします。

(他条例等との関係)

第10条 市は、今後、条例、規則、その他の規程により制度を設け、又は事業を実施する場合において、本条例に定める事項に配慮するものとします。

(行政上の措置)

第11条 市は、市民、事業者、観光客等がエコアイランド宮古島づくりに関する自発的な活動を促進するため、必要な支援を講ずるよう努めるものとします。

2 市は、推進計画に基づき、継続的、先進的な取り組みを行っている者に対し、表彰等の措置を講ずるよう努めるものとします。

(財政上の措置)

第12条 市は、エコアイランド宮古島の創造に資する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(審議会)

第13条 市は第8条の「エコアイランド推進計画」の策定をするときは、計画の基本的事項について、調査、研究するための組織として、「審議会」を置くものとします。

2 前項「審議会」の所掌事務、組織、運営、その他必要な事項については、別に定めるものとします。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとします。

(附則)

この条例は、平成26年〇〇月〇〇日から施行します。